



マイナンバー導入に伴う システム対応のあらまし

編集部

マイナンバーの導入に伴い、企業は人事・給与システムや健康保険組合システムを改修したり、帳票類を変更したりすることが必要になる。そこで、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 エンタープライズビジネス事業本部の担当課長の池岡浩次氏に、システム対応のあらましについてお話を伺った。

1. システム対応の課題

マイナンバー導入に伴う企業のシステム対応には、次のような課題がある。

1つ目の課題は、マイナンバーを適切に管理・利用することである。『解説編1』および『解説編2』で述べられているとおり、マイナンバーを含む個人情報「特定個人情報」とされており、企業はその漏えい・滅失・き損の防止と、適切な安全管理措置を講じなければならない。池岡氏は次のように話す「プライバシーや個人情報保護に対する社会の意識が高まっていることに加え、マイナンバーの漏えい等については厳しい罰則規定が設けられているため、企業は強固なセキュリティのもとでマイナンバーを取り扱

う必要があります」。

2つ目の課題は、既存のシステムへの影響やコストを最小限に抑えることである。「マイナンバー制度の影響範囲は、パート、アルバイトを含む全従業員であり、対応が必要な部門も”人事部門”や”事業部門”など多岐にわたる可能性があります。業務としての影響範囲は広がりますが、既存のシステムや業務運用に極力影響を与えないように対応を検討する必要があります」（池岡氏）。

3つ目の課題は、短期間で対応することである。マイナンバーの利用は2016年1月から始まるため、それまでに準備しておく必要がある。準備事項としては、例えば、組織体制の整備、社内規程の見直し、マイナンバーの記載が必要な書類の確認、マイナンバー取

集対象者の洗い出し、本人確認方法の明確化などが挙げられる。

2. システムを構築する方法

システムを構築する方法は2つあると池岡氏は指摘する。

1つ目は既存のシステムにマイナンバーを追加する方法、2つ目はマイナンバー管理業務のみを行うサブシステムを導入し、既存のシステムと連携させる方法である。池岡氏は2つ目の方法を勧める。「既存のシステムにマイナンバーを追加した場合、既存の業務とマイナンバー管理業務の区別があいまいになり、十分な安全管理措置が行えません。また、マイナンバーの利用領域は将来的に拡大されていく可能性があります。拡大の都度、既存システムの

改修が必要となってしまいます」(池岡氏)。

3.安全管理措置

特定個人情報保護委員会は、企業が適正に特定個人情報を取り扱うためのガイドラインを定めている(『解説編2』参照)。安全管理措置の内容としては、①基本方針の策定、②取扱規程等の策定、③組織的安全管理措置、④人的安全管理措置、⑤物理的安全管理措置、⑥技術的安全管理措置が挙げられる。池岡氏は「特定個人情報ファイルの利用記録の取得やデータの暗号化、特定個人情報を扱う機器や電子媒体の施錠保管等の対応が必要です」と説明する。

4.マイナンバー管理システム

最後に、同社が提案しているマイナンバー管理システムを紹介する。これは、マイナンバー管理業務のみを行うサブシステムであり、次のような機能を搭載している。

●マイナンバー事務取扱担当者設定

担当者のログイン権限、操作可能なメニューの制限、操作可能なデータの範囲の設定。

●マイナンバー登録・管理

従業員のマイナンバーについての本人確認、マイナンバーの登録。

●マイナンバー転記

人事・給与システムから出力したファイルの取り込み、マイナンバーを転記したファイルの作成。

●マイナンバー廃棄

所管法令等に定められた保存期間を過ぎたマイナンバーの廃棄。

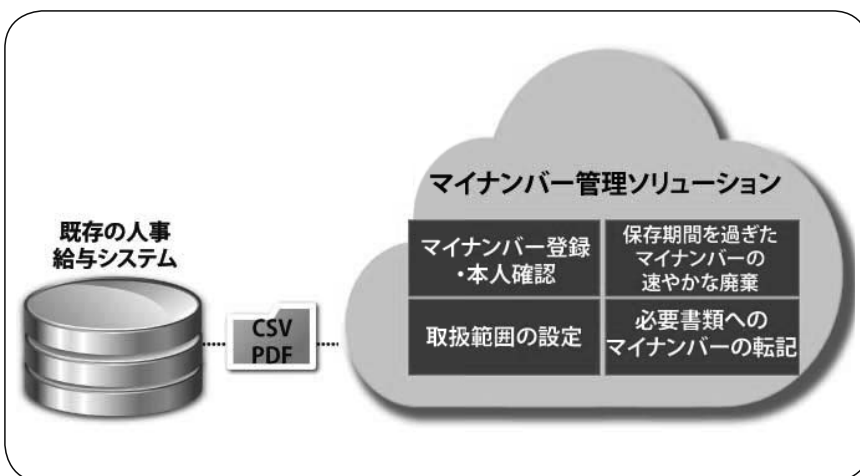
●取扱履歴管理

マイナンバーの利用目的ごとに、データを取り扱った履歴(登録・参照・削除)の管理。



NTT コムウェア(株)
エンタープライズビジネス事業本部
第四ビジネス部 営業部門
担当課長 池岡 浩次 氏

◆参考 マイナンバー管理システムのイメージ図



資料出所：NTT コムウェア(株)

コストを抑え、短期間で適切なマイナンバー管理を実現するためには、マイナンバーの管理業務のみを行うサブシステムの構築やクラウドサービスの利用が、有効な選択肢となるだろう。

● ● ● ● ● ●
本稿は、NTT コムウェア(株)エンタープライズビジネス事業本部 第四ビジネス部営業部門 担当課長の池岡浩次氏へのインタビューに基づき作成いたしました。本誌企画にご賛同・ご協力くださいました方々に深く感謝いたします。

(文責：太田雅世)